

## 寺尾地区まちづくり検討会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画道路寺尾上土棚線沿道まちづくり計画を検討するため、「寺尾地区まちづくり検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 検討会は、都市計画道路寺尾上土棚線北伸区間及びその周辺地区(以下「地区」という。)の住環境及び防災機能の向上、また安全で住みよいまちづくりの実現に向け、地区住民と行政が共に話し合い、地区住民全体のまちづくりへの共通理解を図り、まちづくり計画を検討することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地区におけるまちづくりの課題や将来像の検討
- (2) 地区におけるまちづくり整備計画の検討
- (3) 地区におけるまちづくり整備手法等の検討
- (4) その他検討会の目的達成に必要な活動

2 委員は、協議した内容をまとめるにあたっては、委員相互の立場を理解し、合意に達するよう努め、検討結果については相互に尊重するものとする。

### (検討会の構成)

第4条 検討会は、都市計画道路寺尾上土棚線にかかる関係各自治会(寺尾北自治会、寺尾天台自治会、小園自治会8区・9区)において、次に掲げる委員を各自治会10名程度とし、合計30名程度をもって構成する。

- (1) 関係自治会の役員からの委員 各自治会2～3名程度
- (2) 関係自治会役員のおすすめを受けた者からの委員 各自治会2～3名程度
- (3) 関係自治会の中から公募により選出された市民からの委員  
各自治会4～6名程度

2 前項第1号及び第2号の委員数により、前項第3号の委員数を定めるものとする。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、決定した日から2年とし、検討会が継続する場合の委員の再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、後任の委員を補充することができる。補充委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長等)

第6条 検討会に会長を1名及び副会長を2名置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選又は推薦により選出する。

3 会長は、会の招集、会の進行、事務局との連絡を行い、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、会長が招集する。

(検討会の公開)

第8条 検討会は、公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、都市計画道路寺尾上土棚線の北伸事務主管課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮るものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。